●その他開発行為事案

①計画段階

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
契約締結の前日まで	届出	重要土地等調査法(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)	特別注視区域内にある土地・建物の所有権移転等を目的とした契約を締結する場合は、契約の当事者は土地等売買等届出書を契約予定日の前日までに内閣総理大臣に届け出なければならない。	特別注視区域（告示で個別指定）内で、その面積（建物（附属建物含む。）にあっては各階の床面積の合計）が200㎡以上の土地等について売買等の契約を締結する場合	内閣府政策統括官（重要土地担当）	https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html	可	□
契約締結の3週間前まで	届出	公拡法(公有地の拡大の推進に関する法律)	届出対象となる土地を有償で譲り渡そうとするとき、土地の所有者は、当該土地の所在及び面積等を市町村長に届け出なければならない。	届出対象となる土地を有償で譲り渡そうとする場合 （対象土地は右記詳細URLを参照）	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sum/nintei/219839.html	可	□
契約締結の3月前まで	届出	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利を有している者（売主）は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、土地の利用目的等を知事に届け出なければならない。	水資源保全地域内の土地について売買等の契約を締結する場合	各(総合)振興局地域創生部地域政策課 ※以下の市町村は市役所・役場 稚内市、北斗市、倶知安町、厚真町、 むかわ町、上富良野町、下川町、 枝幸町	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_todokede_top.html	不可	□
行為着手前まで	許可	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（立入制限）	知事が管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認め、立入制限地区として指定した場所に立入る行為で、やむを得ない事由がある場合は、知事の許可を得なければならない。	立入制限地区として指定した場所に立入る行為で、学術研究その他公益上の事由等でやむを得ない事由がある場合	環境生活部自然環境局自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html	不可	□
行為着手前まで	許可	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（捕獲等の制限）	指定希少野生動植物種（知事が、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性の保全の観点から特に保護を図る必要があると認めるもの）の生きている個体を、捕獲、採取、殺傷又は損傷する行為（以下「捕獲等」という。）で、学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	次の目的で、指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする場合 ・学術研究又は繁殖の目的 ・教育の目的 ・指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的 ・その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的	環境生活部自然環境局自然環境課	指定種一覧 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/siteishu.html	不可	□
行為着手前まで	許可	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（捕獲等の制限）	国内希少野生動植物種および緊急指定種に指定されている種で、学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況又は生育状況の調査などの目的で捕獲等する場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。	捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）をする場合 （詳細は、右記窓口までお問い合わせください。）	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・ 根室振興局管内の場合は、 環境省釧路自然環境事務所 道内のそれ以外の地域の場合は、 環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/capture/index.html	不可	□

●その他開発行為事案

①計画段階

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
行為着手前まで	許可	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(開発の制限)	管理地区の区域内において一定の行為をする場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。	管理地区の区域内において一定の行為をする場合 ※例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、土地の形質を変更させること、土石採取、水面の埋め立てや干拓、河川等の水位及び水量に増減を及ぼさせることなど	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、 環境省釧路自然環境事務所 道内のそれ以外の地域の場合は、 環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html	可	□
行為着手前まで	届出	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(開発の制限)	生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合は、環境大臣に届け出を行わなければならない。	生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、土地の形質を変更させること、土石採取、水面の埋め立てや干拓、河川等の水位及び水量に増減を及ぼさせることなど	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、 環境省釧路自然環境事務所 道内のそれ以外の地域の場合は、 環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html	可	□
行為着手前まで	許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護管理法の対象となる鳥獣を捕獲等又は鳥類の卵の採取をしようとする者は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならない。	学術研究や鳥獣の保護又は管理等の目的のほか、公益上の必要があると認められる目的（公的及び環境影響評価のための調査など）で、鳥獣保護管理法の対象となる鳥獣の生きている個体の捕獲等をしようとする場合	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区の場合は、 環境省釧路自然環境事務所 道内のそれ以外の地域の希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区の場合は、 環境省北海道地方環境事務所 それ以外の場合は、 各（総合）振興局保健環境部環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/236583.html	不可	□
事業着手前まで	許可	道路法（特殊車両の通行）	車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の一般的制限値を一つでも超える車両を「特殊車両」といい、道路を通行するには、道路管理者の許可を受けなければならない。	特殊車両を通行させようとする場合	国道：北海道開発局各開発建設部 道道：各(総合)振興局建設管理部維持管理課 市町村道：各市町村 ※複数の道路を通行する場合、原則として各種道路のうち最上位の窓口に提出	https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/flink/tokusyaoshirase.html	可	□
事業着手前までに評価書手続きの完了	手続き	環境影響評価法 北海道環境影響評価条例	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境にどのような影響を及ぼすか事前に調査、予測、評価等を行い、その結果を公表し、道、市町村、道民等の意見を聴くなど、一連の手続を通じて環境保全措置の内容等を検討しなければらない。	一定規模以上の対象事業：右記詳細URL参照	法：環境省大臣官房環境影響評価課 ※ 事業種により所管省庁が異なるため、まずは環境省にお問い合わせください。 条例：環境生活部環境保全局環境政策課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html	不可	□